

令和7年度 国民健康保険税のしおり

《令和7年度の主な変更点》

- ・令和7年度税制改正に伴い、課税限度額及び軽減判定の基準が変わります。（P3-4参照）

1 国民健康保険税（保険税）が国保をささえています

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしても安心して医療機関等を受診できるよう、加入者皆様に保険税を出し合い医療費に備える制度です。

保険税はその国保を運営するための財源となっていますので、保険税は納期限内に納めるようにしましょう。

※「国民皆保険制度」により、他の医療保険（勤務先等の健康保険、後期高齢者医療保険等）に加入している方等を除いた全ての方は、住所地の国保に加入することになります。（国民健康保険法第5条・第6条）

2 保険税は、世帯主の方が納税義務者です

保険税は世帯単位で計算し、納税義務者である世帯主の方に納税通知書を送付します。（地方税法703条の4、大網白里市国民健康保険税条例（以下、「市保険税条例」といいます）第1条・第2条）

世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯に一人でも国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期限内に保険税を納める義務があります。

※加入者個々の個人課税ではありません。（加入者別の納付書は発行できません）

3 保険税の納付について（市保険税条例第12条）

保険税の納付方法には、**普通徴収** と **特別徴収** があります。

普通徴収

口座振替または納付書による納付方法です。

令和7年度の納期限【口座振替日】は下表のとおりです（通常の納期は8回です）。

期 別	納期限【口座振替日】	期 別	納期限【口座振替日】
第1期	令和7年7月31日	第5期	令和7年12月1日
第2期	令和7年9月1日	第6期	令和8年1月5日
第3期	令和7年9月30日	第7期	令和8年2月2日
第4期	令和7年10月31日	第8期	令和8年3月2日

・国保の加入・脱退等の手続きを行った時期によって、納期及び納付回数が異なる場合があります。

●納付書で納付する場合

納付書裏面に記載されている金融機関等の窓口のほか、スマートフォン決済アプリ・地方税お支払サイト（注）での納付も可能です。

（注）スマートフォン決済アプリ・地方税お支払サイトでのお支払いは領収証が発行されません。

●口座振替で納付する場合

口座をお持ちの金融機関窓口または市役所税務課窓口で手続きが必要です（申込締切日等、詳細はお問い合わせください）。第1期～第8期以外の納期限が設定されているものは口座振替できません。

	金融機関窓口（※1）	市役所税務課窓口
必要なもの	・口座振替依頼書 ・納付書 ・通帳 ・通帳届出印	・本人確認書類（運転免許証等） ・対象金融機関（※2）のキャッシュカード＋暗証番号

※1 納付書裏面に記載されている金融機関に限ります。

※2 千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行、山武郡市農業協同組合に限ります。

特別徴収

年金が年金受給者に支払われる前に年金から保険税を差し引き（天引き）する納付方法です。
（市保険税条例第 14 条等）

（1）対象となる方（以下の枠内の条件に全て当てはまる方は自動的に切り替えとなります）

【地方税法第 706 条第 2 項、地方税法施行令第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 1 号～第 3 号、市保険税条例第 14 条】

- ・世帯主が国民健康保険に加入している。
- ・世帯内の国民健康保険の加入者全てが 65 歳以上 74 歳以下である。
- ・年額 18 万円（月額 1 万 5 千円）以上の年金給付を受けている。
- ・介護保険料が特別徴収されている。
- ・国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の 1 / 2 以下である。

（2）特別徴収と普通徴収の切り替え

- ・年度の途中で国民健康保険に加入した場合：当年度は普通徴収、翌年度 10 月から世帯状況に応じて特別徴収開始
- ・年度の途中で世帯主が 75 歳に到達する場合：当年度は普通徴収

※国保に加入している世帯員の増減や世帯主の変更など、世帯構成に変更があった場合には、特別徴収している世帯であっても普通徴収に切り替わることがあります。

（3）仮徴収とは

保険税は、加入者の前年の所得に応じて算定しますが、保険税額の算定根拠となる所得が確定するまでは決定しません。そのため、仮徴収として令和 6 年度最終徴収月（2 月）の保険税額と同額を、令和 7 年の 4 月・6 月・8 月にそれぞれ徴収いたします。

【仮徴収額の計算例】

令和 6 年度 (年間保険税額 120,000 円)	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
令和 7 年度 (年間保険税額 180,000 円)	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	20,000 円	20,000 円	20,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円

※10 月からの本徴収は年間保険税額から仮徴収額を引いた後の金額で計算されます。

※当年度から新たに特別徴収が開始となる方は計算方法が異なります。

（4）特別徴収ではなく口座振替による普通徴収を希望される方へ

特別徴収となった対象者（世帯）で、口座振替による納付（普通徴収）を希望される方は、申出書の提出及び所定の手続きにより、納付方法を変更することができます（地方税法施行令第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 4 号）。

申出書は市役所税務課及び白里出張所に用意していますが、手続きの詳細は市役所税務課までお問い合わせください（市ホームページにも申出書様式を掲載しています）。

注意点

- ・申出書の提出時に口座振替の手続きを済ませている必要があります。
- ・申出書の提出から口座振替（普通徴収）への切り替えに 3 カ月程度要します。
（7 月末までに申出 ⇒ 10 月に支給される年金から特別徴収を停止します）
- ・口座振替となった保険税について、引き落としがされず滞納となった場合、次回または次年度以降の保険税が特別徴収への納付に変更されますのであらかじめご了承ください。

4 保険税の計算

(市保険税条例第2条～第10条等)

●保険税の課税区分と税率等（令和7年度）

- ・保険税は、世帯内の国保加入者ごとに、①基礎課税額（医療分）、②後期高齢者支援金等課税額（支援金分）、③介護納付金課税額（介護分）を計算し（平等割は世帯単位）、世帯で合算した金額が1世帯あたりの1年間の税額となります。

		医療分	支援金分	介護分 (40歳～64歳の方)
① 所得割額	課税総所得金額等※1 ×	6.92%	2.60%	2.90%
② 均等割額	加入者数 ×	22,200 円	14,500 円	19,100 円
③ 平等割額	1世帯につき	21,900 円		
	課税限度額	66 万円	26 万円	17 万円
令和7年度の年間保険税額＝①＋②＋③（上限109万円）				

※1 課税総所得金額等…令和6年中の総所得金額等 － 基礎控除※2

※2 基礎控除 …前年の合計所得金額に応じて下記のとおり

2,400万円以下:43万円

2,450万円超から2,500万円以下:15万円

2,400万円超から2,450万円:29万円

2,500万円超:0円

●所得の申告は忘れずに

所得の申告は、保険税を決めるときだけでなく、医療機関にかかるときの自己負担割合や自己負担限度額等を決めるためにも必要です。

世帯主（国保加入者でない世帯主含む）及び国保被保険者全員の所得が確認できない場合、軽減判定基準（P4参照）の適用がされません（給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く）。

●納めた保険税額は社会保険料控除の対象となります

お支払いいただいた保険税は、所得税、市・県民税の申告時に社会保険料控除として、全額が控除対象となります。確定申告等の社会保険料控除には、納付の証明書類の添付は原則必要ありませんが、金額の確認にご使用いただける「申告用納付額確認書」の発行を市役所税務課窓口で受け付けています（手数料は無料です）。

●年度の途中で国保に加入・脱退する方について

- ・加入したとき 国保に加入した月から月割計算します（届出の月ではありません）。
- ・脱退したとき 脱退した日の前月までの期間分を月割計算します（届出の月ではありません）。

●年度の途中で年齢が変わる方について

- ・40歳になる方 40歳になる月（40歳の誕生日の前日の属する月）から介護分がかかります。再計算した保険税の更正通知を送付しますので、納期限内にお支払いください。
◆誕生日が1日の方は、前月分から介護分が月割計算で加算されます
- ・65歳になる方 65歳になる月（65歳の誕生日の前日の属する月）の前月分までの介護分をあらかじめ月割で計算しています。
◆誕生日が1日の方は、前々月分までの介護分が月割計算されています
- ・75歳になる方 75歳になる月の前月分までの保険税をあらかじめ月割で計算しています。

5 保険税の軽減について

●低所得者に対する軽減

世帯主（擬制世帯主（※1）を含みます）および被保険者全員（特定同一世帯所属者（※2）を含みます）の前年の所得金額が、一定金額を超えない世帯については、保険税の均等割額と平等割額を次の割合で軽減します。

※1 擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない方が世帯主となっている世帯における世帯主

※2 特定同一世帯所属者…世帯員のうち国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行された方

1人でも所得の確認ができない方がいる世帯は、保険税の軽減が適用されません（収入がない方でも、保険税の軽減を受けるには申告が必要となります。ただし、令和7年1月1日時点での未成年者（生年月日が平成19年1月3日以降の方）は除きます）。

軽減対象の世帯所得基準（年間）	軽減割合
43万円＋{10万円×（給与所得者等の数（※3）－1）}以下	7割
43万円＋（30.5万円×被保険者数（※4）の合算数） ＋{10万円×（給与所得者等の数（※3）－1）}以下	5割
43万円＋（56万円×被保険者数（※4）の合算数） ＋{10万円×（給与所得者等の数（※3）－1）}以下	2割

※3 給与所得者等の数…一定の給与所得者（給与収入55万円超）または公的年金等の支給（65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円超）を受ける方の合算数。

※4 被保険者数には、擬制世帯主を含みません。

◆軽減判定における所得の計算方法

- ・公的年金所得（令和7年1月1日現在で65歳以上）については、公的年金所得から15万円を除いた金額で計算します。
- ・土地建物に係る分離譲渡所得（長期・短期）がある場合、特別控除前の金額で計算します。
- ・専従者給与については、受給者の収入とはせず、支給者の収入に戻して計算します。
- ・所得金額調整控除後の金額で計算します。
- ・社会保険等に加入している世帯主の所得も計算の対象となります。

●非自発的離職による軽減（申請が必要です）

お勤め先の都合（解雇・倒産等）により離職し一定の条件に該当する場合、保険税が軽減されます。

○対象となる方（次の全ての条件を満たす方が対象です）

- ・国保の加入予定者及び既加入者
 - ・離職時点で65歳未満の方
 - ・雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、
離職理由欄のコードが右表に該当する方
- ※高年齢受給資格者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません



区 分	離職理由コード
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者	23、33、34

○軽減内容

対象となる方の前年中の給与所得を30/100とみなして国保税を計算します。

※離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの間、適用されます。

○申請に必要なもの（市役所市民課または白里出張所窓口で手続きができます）

- ・雇用保険受給資格者証（ハローワークにて所定の手続きをした後交付されます）

●後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、世帯の保険税負担が急激に変わることがないように、次のような軽減措置が設けられています。

(1) 軽減判定について

国保から後期高齢者医療制度に移行した方が同一世帯にいる場合、その方の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。

(2) 後期高齢者医療制度移行により、国保被保険者が単身となる世帯に対する平等割の軽減

国保から移行した後期高齢者と同一世帯に属する国保単身世帯について、移行後5年間は平等割を2分の1、その後3年間は4分の1減額します。

(3) 旧被扶養者減免制度

職場等の健康保険の加入者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、新たに国保に加入する65歳～74歳の被扶養者（旧被扶養者）については、次のような措置が受けられます。

区分	期間	減免の割合
①均等割額	国保加入後2年間	2分の1（※）
②平等割額	国保加入後2年間	2分の1（※） （旧被扶養者のみで構成される世帯に限る）
③所得割額	当分の間	全額（免除）

※5割軽減・7割軽減に該当する世帯の方は、①と②の減免はありません。

●未就学児に対する軽減

未就学児の保険税の均等割を2分の1減額します。

	医療分 均等割額	支援分 均等割額
税額 （軽減なし）	22,200 円	14,500 円
軽減適用後	11,100 円	7,250 円

※7割、5割、2割軽減対象世帯は軽減額が異なります。

●産前産後期間の免除制度（申請が必要です）

国民健康保険の加入者で、妊娠85日（4か月）以上の出産をする（した）方の保険税が次のとおり免除されます（死産、流産、早産を含む）。

赤ちゃんの数	免除対象期間
1人（単胎）	出産（予定）日が属する月の前月から4か月分
2人以上（多胎）	出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月分

・出産（予定）日の6か月前から申請できます。

6 減免制度について

世帯主及び被保険者が特別な事由に該当し、一定の要件を満たす場合、申請により保険税が減額または免除されることがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。

例）世帯員全員が生活保護法による生活保護を受ける場合、災害による被災のため生活が著しく困難と認められる場合、刑務所や少年院等に拘禁又は収容されている場合 など

※原則、申請が受理された時点で既に納期限を経過している保険税、納付済みの保険税については減額・免除の対象とはなりません。

7 保険税の納付が困難な方は

災害、失業等特別な理由により保険税の納付が困難な場合は、各期の納期限までに市役所税務課滞納整理班までご相談ください。

申請により保険税の徴収・換価を猶予する制度があります（地方税法第15条・第15条の6）。

税務課 滞納整理班 ☎0475 (70) 0323

特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納し、納付相談に応じない世帯には、やむを得ず次のような措置を取ることがあります。

●保険税を納めないでいると…

納期限までに納付がない場合、督促状を送付します。延滞金等が加算される場合があります。

保険税の滞納が続くと、療養の給付（2割または3割負担での医療機関等の受診）が受けられなくなる場合があります。医療機関等にかかる場合、医療費はいったん全額自己負担となります。（後日、市民課の窓口でお手続きしていただくと、保険診療分が「特別療養費」として支給されます。）

納期限から1年6か月を過ぎると、保険給付が差し止められることがあります。また、保険給付の全部または一部を保険税の滞納分に充てることがあります。

※督促・催告などにより自主納付を促しても、納付や相談がされないときは、滞納処分（給与・預金・不動産等の差押）の対象となります。

8 国保への加入・脱退等の届出は14日以内に

勤務先の健康保険・船員保険等に参加された場合には、国保からの脱退の届出が必要です。

この届出は会社等は行ってくれませんので、ご自身で手続きをしていただく必要があります。国保喪失の届出をいただきますと、勤務先の健康保険等に参加された前月までの保険税を再計算いたします。

届出をしないでいると、世帯主に保険税が課税され続けることとなり、相当期間届出がない場合には、遡っての保険税の課税取消しができなくなる場合もあります。また、社会保険加入後に国民健康保険により医療機関等を受診すると、医療費の精算手続きが生じる場合もありますので、お早めにお手続きください。

手続き方法や必要書類等詳細は、下記へ問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

国保の加入・脱退手続、資格、
給付に関すること
大網白里市役所 市民課 国保班
☎ 0475 (70) 0334（直通）

保険税の課税に関すること
大網白里市役所 税務課 市民税班
☎ 0475 (70) 0321（直通）